

認証生中華麺にスープ等を同包する場合の取扱い(案)

認証事業者が認証生中華麺にスープ等を同包する場合、認証事業者は認証機関に次の事項について報告し適切に対応することとする。

また、認証機関は、認証事業者に対し必要に応じて指導等を行うことができるものとする。

- 1 スープ等の内容
- 2 スープ等を同包する認証生中華麺の販売に関し、認証基準外であるスープ等について、消費者に誤解を与えないための説明又は表示の内容